

1月23日からの変更点

○福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン

※下線部は前回意見募集からの変更部分

修正箇所	修正後案文	1月23日案文
第2 定義	<p>9 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）</p> <p>「本人の知り得る状態」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事業所等の窓口等へ掲示することが継続的に行われることまでを必要とするものではないが、福祉関係事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。</p> <p><u>なお、障害者については、ウェブ画面への音声データの掲載や点字文書の配布を行うことや、知的障害者等に対してあらかじめ必要な情報が本人の知りうる状態にあることを伝えておくこと等、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うことが望ましい。</u></p>	<p>9 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）</p> <p>「本人の知り得る状態」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事業所等の窓口等へ掲示することが継続的に行われることまでを必要とするものではないが、福祉関係事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> 障害者に対しては、障害の特性を踏まえた意思疎通支援等の配慮が必要であるが、個人情報保護の観点から 	

	当該配慮が必要となる場合に関し、記載を具体化することとしたため。	
第2 定義	<p>10 本人が容易に知り得る状態</p> <p>「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても簡単に知ることができる状態をいい、福祉関係事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。</p> <p><u>なお、障害者については、事業所の窓口等への点字による書面の掲示・備付けやホームページへの音声データの掲載を行うことや、知的障害者等に対してあらかじめ必要な情報が本人の知りうる状態にあることを伝えておくこと等、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うことが望ましい。</u></p>	<p>10 本人が容易に知り得る状態</p> <p>「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても簡単に知ることができる状態をいい、福祉関係事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対しては、障害の特性を踏まえた意思疎通支援等の配慮が必要であるが、個人情報保護の観点から当該配慮が必要となる場合に関し、記載を具体化することとしたため。 	
第2 定義	<p>11 本人に通知</p> <p>「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、本人に内容が認識されるように福祉関係事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。</p> <p><u>なお、障害者については、手話、点字等の方法により通知することや、知的障害者等に対して平易な表現</u></p>	<p>11 本人に通知</p> <p>「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、本人に内容が認識されるように福祉関係事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。</p>

	<u>を用いて説明すること等、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うことが望ましい。</u>	
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対しては、障害の特性を踏まえた意思疎通支援等の配慮が必要であるが、個人情報保護の観点から当該配慮が必要となる場合に関し、記載を具体化することとしたため。 	
第4 個人情報の利用目的に関する義務	<p>5 利用目的による制限の例外【法第16条第3項関係】 次に掲げる場合については、3又は4の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。</p> <p>(1) 法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合 社会福祉法に基づく立入検査、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく児童虐待に係る通告、<u>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づく障害者虐待に係る通報、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく令状による捜査や捜査に必要な取調べ、地方税法（昭和25年法律第266号）に基づく質問検査などが当たる。</u></p> <p>なお、捜査機関の行う任意調査（刑事訴訟法第197条第1項）のような任意によるものであっても、法令に基づく場合は本人の同意を得る必要がない。また、「法令に基づく場合」であっても、利用目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、当該法令の趣旨を踏まえ、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定する</p>	<p>5 利用目的による制限の例外【法第16条第3項関係】 次に掲げる場合については、3又は4の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。</p> <p>(1) 法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合 社会福祉法に基づく立入検査、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく児童虐待に係る通告、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく令状による捜査や捜査に必要な取調べ、地方税法（昭和25年法律第266号）に基づく質問検査などが当たる。</p> <p>なお、捜査機関の行う任意調査（刑事訴訟法第197条第1項）のような任意によるものであっても、法令に基づく場合は本人の同意を得る必要がない。また、「法令に基づく場合」であっても、利用目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、当該法令の趣旨を踏まえ、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定することが求められる。</p>

	ことが求められる。	
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）が、昨年 10 月に施行されているため。 	
第 5 個人情報に関する義務	<p>1 適正な取得【法第17条関係】</p> <p>福祉関係事業者は、偽りその他不正な手段により、又は十分な判断能力を有していない子供、<u>障害者等</u>から個人情報を取得してはならない。</p>	<p>1 適正な取得【法第17条関係】</p> <p>福祉関係事業者は、偽りその他不正な手段により、又は十分な判断能力を有していない子供等から個人情報を取得してはならない。</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を取得する際には、子供のみではなく、障害者等においても留意する必要があるため。 	
第 5 個人情報に関する義務	<p>3 書面等による直接取得時の利用目的の明示【法第18条第2項関係】</p> <p>福祉関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産（法人の所有のものも含む。以下同じ。）の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、2の規定（法第18条第1項）に基づいて、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>なお、「<u>本人に対し、その利用目的を明示</u>」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本</p>	<p>3 書面等による直接取得時の利用目的の明示【法第18条第2項関係】</p> <p>福祉関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産（法人の所有のものも含む。以下同じ。）の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、2の規定（法第18条第1項）に基づいて、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>なお、本人に対しその利用目的を明示とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認</p>

	<p>人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。</p> <p><u>なお、障害者については、手話、点字等の方法により本人に対し、その利用目的を明示することや、知的障害者等に対して平易な表現を用いて説明すること等、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うことが望ましい。</u></p>	<p>識される合理的かつ適切な方法による必要がある。</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤字脱字を改めるため。 ・ また、障害者に対しては、障害の特性を踏まえた意思疎通支援等の配慮が必要であるが、個人情報保護の観点から当該配慮が必要となる場合に関し、記載を具体化することとしたため。 	
第5 個人情報の取得に関する義務	<p>4 利用目的の通知等をしなくてよい場合【法第18条第4項】</p> <p>次に掲げる場合については、2、3及び第4の2（2）の規定（法第18条第1項から第3項まで）は適用しない。</p> <p>（1） 児童虐待や障害者虐待に関連した情報の利用目的を加害者である本人に通知することにより、虐待を悪化させるおそれがある場合等、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p>	<p>4 利用目的の通知等をしなくてよい場合【法第18条第4項】</p> <p>次に掲げる場合については、2、3及び第4の2（2）の規定（法第18条第1項から第3項まで）は適用しない。</p> <p>（1） 児童虐待に関連した情報の利用目的を加害者である本人に通知することにより、虐待を悪化させるおそれがある場合等、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）が、昨年10月に施行されているため。 	
第6 個人データの管	3 従業者の監督【法第21条関係】	3 従業者の監督【法第21条関係】

<p>理に関する義務</p>	<p>福祉関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督をしなければならない。</p> <p>その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育並びに研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。特に、関係各法において守秘義務が設けられている場合には、その順守を徹底する必要がある。</p> <p>(関係各法において守秘義務が設けられている例) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業に従事する者(児童福祉法第34条の11第2項) 	<p>福祉関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督をしなければならない。</p> <p>その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育並びに研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。特に、関係各法において守秘義務が設けられている場合には、その順守を徹底する必要がある。</p> <p>(関係各法において守秘義務が設けられている例) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業に従事する者(児童福祉法第34条の11)
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠規定を正確に示すため。 	
<p>第6 個人データの管理に関する義務</p>	<p>4 委託先の監督【法第22条関係】</p> <p>福祉関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者(以下「委託先」という。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をし</p>	<p>4 委託先の監督【法第22条関係】</p> <p>福祉関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者(以下「委託先」という。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をし</p>

	<p>た場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。</p> <p>また、当該業務が再委託された場合で、再委託を受けた者が不適切な取扱いを行ったことにより問題が生じた場合は、福祉関係事業者や委託先が責めを負うこともあり得るので、再委託を行うに当たっては、福祉関係事業者への文書による通知を求めるなど、必要な措置を講じる必要がある。</p> <p><u>なお、個人データの管理委託を伴わない場合であっても、障害者の施設外就労などにより、当該福祉関係事業者以外の者に個人データの全部又は一部が取り扱われることとなる場合には、同様の措置を講じることが望ましい。</u></p>	<p>た場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。</p> <p>また、当該業務が再委託された場合で、再委託を受けた者が不適切な取扱いを行ったことにより問題が生じた場合は、福祉関係事業者や委託先が責めを負うこともあり得るので、再委託を行うに当たっては、福祉関係事業者への文書による通知を求めるなど、必要な措置を講じる必要がある。</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> 個人データの管理委託を伴わない場合にも、個人情報保護法第 22 条の趣旨が及ぶ事例があることを明示するため。 	
第 7 個人データの第三者提供に関する義務	<p>2 第三者提供の制限に関する例外【法第23条第1項関係】</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合については、1の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>① 法令に基づく場合</p> <p>(例)</p>	<p>2 第三者提供の制限に関する例外【法第23条第1項関係】</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合については、1の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>① 法令に基づく場合</p> <p>(例)</p>

	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者による市町村への通報（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第7条、第16条及び第22条）</u> <p>(略)</p>	(略)
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）が、昨年10月に施行されているため。 	
第8 保有個人データの開示等に関する義務	<p>2 本人からの求めによる保有個人データの開示【法第25条】</p> <p>① 福祉関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、遺族からの開示に対しては、死亡した者の情報は法の対象ではなく、法の規定に基づき開示をしなければならないというものではないが、これは遺族からの求めを禁じる趣旨ではないので、それぞれの事例に応じて対応する必要がある。なお、家庭環境に関する情報のように、死亡した者の情報が同時に遺族の個人データである場合には、当該遺族は自己の保有個人デ</p>	<p>2 本人からの求めによる保有個人データの開示【法第25条】</p> <p>① 福祉関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行ったものが同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、遺族からの開示に対しては、死亡した者の情報は法の対象ではなく、法の規定に基づき開示をしなければならないというものではないが、これは遺族からの求めを禁じる趣旨ではないので、それぞれの事例に応じて対応する必要がある。なお、家庭環境に関する情報のように、死亡した者の情報が同時に遺族の個人データである場合には、当該遺族は自己の保有個</p>

	<p>ータとしてその開示を求めることができる。</p> <p>なお、法定代理人等、開示の求めを行い得る者から開示の求めがあった場合、原則として本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。本人に開示を行う旨の説明を行った際に、本人から開示をして欲しくない旨の申出があった場合には、法第25条第1項第1号から第3号までに該当するかどうかを判断し、該当する場合には法定代理人等に対して開示をしないことができる。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>人データとしてその開示を求めることができる。</p> <p>なお、法定代理人等、開示の求めを行い得る者から開示の求めがあった場合、原則として本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。本人に開示を行う旨の説明を行った際に、本人から開示をして欲しくない旨の申出があった場合には、法第25条第1項第1号から第3号までに該当するかどうかを判断し、該当する場合には法定代理人等に対して開示をしないことができる。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤字を改めるため。 	